



今回の改正の主な目的は、6項ハに掲げる社会福祉施設において、自力避難が困難な者の利用が多く、6項ロと同様の火災危険性を有する施設が存在している実態に鑑み改正されたものです。



- ・従前は6項ハとされていた軽費老人ホーム等のうち、避難が困難な要介護者の入居又は宿泊が常態化している施設は6項ロになることとされました。

[「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について 平成25年3月27日 消防予第120号」](#)

- ・福祉関係法令に位置づけられないもので、要介護者に入浴、排泄、食事の介護等を行うもの又は乳児若しくは幼児等に保育所に類似のサービスを提供するものなどは「その他これらに類するもの」として消防法施行令別表第1に位置づけられました。

[「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について 平成25年3月27日 消防予第121号」](#)

- ・避難が困難な要介護者又は障害者等の定義が明確化されました。

	定義	割合	項判定
避難が困難な要介護者	要介護区分 3 以上	全体の定員の 半数 以上	6 項口
避難が困難な障害者等	障害支援区分 4 以上	概ね 8 割 を超える	

「[消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について 平成26年3月14日 消防予第81号](#)」

- ・消防法施行令別表第一 6 項口及び 6 項ハが利用対象者の種別により (1) から (5) に分類整理されました。

詳しくは[消防法施行令別表第1改正の新旧対応](#)をご覧ください。

